

# 福島県木造住宅耐震診断者名簿 登録にあたっての注意点

## 1. 全 般

- (1) 福島県木造住宅耐震診断者名簿（以下「名簿」という。）に登録しようとする方は、福島県木造住宅耐震診断技術講習会（以下「講習会」という。）を受講後、別紙「福島県木造住宅耐震診断者名簿登録届出書（以下「届出書」という。）」を福島県土木部建築指導課（以下「県」という。）に提出する必要があります。
- (2) 福島県木造住宅等耐震化支援事業（以下「事業」という。）に基づき派遣される耐震診断者は、建築士法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属し、講習会を受講した建築士で、名簿に登録された者となっていますので、事業による耐震診断を実施する場合は名簿への登録が必要となります。
- (3) 名簿への登録は、講習会を最後まで受講した建築士となります。  
講習会の途中で退出した場合は受講修了となりませんのでご注意ください。
- (4) 届出書の内容は名簿に記載し、公表することを前提としています。  
このため、公表に同意されない方は、名簿登録できません。
- (5) 名簿は、令和6年2月下旬を目途に県のホームページに掲載しますので、届出をされた方は、登録されているか確認してください。

## 2. 届出書について

### (1) 記入方法

- 各欄を漏れなく記入してください。（県チェック欄は記入しないでください。）
- 建築士の種別欄は、一級・二級・木造のいずれかを○で囲んでください。
- 建築士及び建築士事務所の登録番号は、誤りのないよう記入してください。
- 連絡先は、メールアドレスを忘れずに記入してください。
- 最後に、所属団体について該当欄をチェックしてください。（複数選択可）

### (2) 提出方法

- 届出書は、令和6年2月2日（金）までに県に提出してください。（厳守）  
（講習会終了時は、当日配布する受講確認書のみ提出してください。）
- 提出は、原則メールで行ってください（対応が困難な場合のみFAXも可）。  
（届出書・質問書の様式は、県建築指導課HP「木造住宅耐震診断技術講習会」のページからダウンロードできます。）
- 送信先は、下記のとおりです。
  - ※ 登録を希望される場合は、早めの届出をお願いします。
  - ※ 未提出の方に対する当課からの連絡は行いません。

### 【 送信先 】

福島県土木部建築指導課 民間建築担当 宛  
メール kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp  
FAX 024-521-8049  
TEL 024-521-7529

届出受付  
2月2日  
(金)  
メール等の  
到着分まで